



最近の証券検査における指摘事項に係る留意点

証券取引等監視委員会事務局証券検査課

1. 第一種金融商品取引業者(証券会社)

○システム管理が十分でない状況

【事実関係等】

○ システム障害の管理が極めて不適切な状況

当社のシステム障害の管理の状況は、発生日時や事象の異なる複数のシステム障害が1件にまとめられ、実際に発生したシステム障害件数よりも大幅に少ない件数が執行役等に報告されており、執行役等もこれを容認していることなど、システム障害の件数、顧客影響数及び原因分析や、改善・再発防止などの実施状況を正確に把握できない状況となっているほか、金融庁長官に報告されるべき多くのシステム障害が報告されていない事例や、システム障害の発生を適時に顧客に告知していない事例が認められるなど、極めて不適切な状況にあるものと認められた。

○ システム開発の管理の不備

当社のシステム開発の管理は、システム開発における品質管理を定めたガイドラインにおいて、基本的なテスト項目に漏れがあることから、開発工程におけるプログラム不具合等をテストで検出できておらず、品質管理が不十分なものとなっており、開発後に顧客に影響を及ぼす多数のシステム障害が発生していることなどの不備が認められた。

○ 内部監査が機能していない状況

システムの実務運営上の問題を検出するだけの知識を有する監査要員が不足しており、また、実際にはシステム開発における品質管理や進捗管理に係る検証を実施していないにもかかわらず、これらについておおむね問題ないことを確認した旨を取締役会等に報告していた。

※平成27年5月15日公表

『カブドットコム証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について』より抜粋

【留意点】

○ 業務基盤がシステムにより担われている金融商品取引業者において、システムが安全かつ安定的に稼働することは、金融商品市場及び金融商品取引業者に対する信頼を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。

○ 左記の状況は、法令が求める「十分な」金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理」と言い得る水準に達しておらず、また、システム障害発生時における顧客への告知や当局への報告等が行われていないなど、投資者保護上及び監督行政上の問題が大きいと認められる。

○ このような業務運営の状況は、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第14号に掲げる「金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況に該当するものと認められる。

○ 今後も、本件と同様の状況が認められた場合には、厳正に対処していく。

1. 第一種金融商品取引業者(証券会社) ○分別管理を適切に行っていない状況等

【事実関係等】

(1) 分別管理を適切に行っていない状況

当社は、グリーンシート銘柄の売買等及び募集の取扱いに係る業務(以下、当該行為に係る業務を「第一種業務」という。)並びに匿名組合の出資持分に係る募集の取扱いに係る業務(以下、当該行為に係る業務を「第二種業務」という。)に関し、顧客から金銭の預託を受け(以下、当該金銭を「顧客預り金」という。)、業務システムを使用して両業務に係る顧客預り金の管理を行うとしていた。

しかしながら、当社経営陣は、法令遵守の意識が不十分であったことから、顧客預り金を正確に算定するために必要となる社内規程や業務システムを整備するなどの内部管理態勢を構築しないまま、第一種業務及び第二種業務を運営していた。

このため、当社は、下記ア及びイのとおり、第一種業務及び第二種業務に係る顧客預り金の残高を正確に把握できておらず、遅くとも第二種業務を開始した平成25年12月10日から検査基準日(同27年2月24日)までの間、顧客預り金について適切な分別管理ができていない状況を継続させていた。

ア 第一種業務に関し、業務システムへの入力作業において数日から数か月程度の遅延を多数発生させているところ、それらの補正を完了させておらず、顧客預り金の残高を正確に把握していない。

イ 第二種業務に関し、上記アと同様に業務システムへの入力作業の遅延等に係る補正を完了させていないほか、顧客の出資金を匿名組合の営業者に送金するまでの間、当社名義の銀行口座に滞留させている状況にあるにもかかわらず、顧客預り金として管理すべき金額に含めていない。

(2) 顧客に対し必要な情報を適切に通知していないと認められる状況

当社は、第一種業務又は第二種業務において成立した取引について、金銭の受渡年月日等を記載した取引残高報告書を業務システムにより作成し、四半期ごとに顧客に交付している。

しかしながら、当社は、業務システムへの取引内容の入力遅延が発生したことにより、平成26年1月から同年9月までの3四半期において、第一種業務及び第二種業務について、金銭の受渡しに係る事項を正確に記載していない取引残高報告書を交付しており、受渡状況等につき不適切な情報を顧客に通知している。

※平成27年6月26日公表

『日本クラウド証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について』
より抜粋

【留意点】

○ 左記(1)の第一種業務や第二種業務に関し、顧客から金銭等の預託を受けることを業務(有価証券等管理業務)として行う第一種金融商品取引業者には、金融商品取引業務を廃止した場合等に、顧客の預託した金銭が確実に返還されるように分別管理をすることが義務付けられているところ、左記(1)のとおり、顧客預り金の正確な額を把握していない状況は、金融商品取引法第43条の2第2項に違反するものと認められる。

※ 第二種金融商品取引業を行う法人であって、資本金の額が5000万円以上である金融商品取引業者は、ファンドの出資持分の募集の取扱いに関して、顧客から金銭の預託を受ける場合、銀行口座でファンド出資金であることを名義により明らかにするなどの方法により、当該金銭と自己の固有財産とを分別して管理していることを要件として、金融商品取引業の定義から除かれる(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第14号)。しかしながら、左記(1)イの状況は、上記の要件を満たしていないため、当社が顧客から金銭の預託を受ける行為は、有価証券等管理業務に該当し、有価証券等管理業務として行うべき分別管理の義務に違反するもの。

○ また、取引残高報告書は、顧客が一定期間に行った取引の内容及び当該一定期間の末日における残高を定期的に確認できるようにすることを目的とする書面であり、法令に従って取引残高報告書の交付が義務付けられているところ、左記(2)のとおり、取引残高報告書に記載すべき事項を顧客に対し適切に通知していない状況は、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第8号に掲げる「顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」に該当するものと認められる。

○ 今後も、本件と同様の状況が認められた場合には、厳正に対処していく。

1. 第一種金融商品取引業者(証券会社)

○法人関係情報の管理に不備がある状況及び法人関係情報を提供した勧誘

【事実関係等】

(1) 法人関係情報の管理に不備がある状況

当社においては、当社に所属するアナリスト(以下「当社アナリスト」という。)が上場会社に関する情報を顧客に提供する場合、

- ア 当社所定の形式のレポート(アナリストレポート)として提供しているほか、
イ 当社アナリストから直接又は営業員を介して電子メールや電話等によっても提供している。

今回検査において、当社アナリストが上場会社から取材等で取得した情報に係る管理の状況について検証したところ、以下の問題が認められた。

- a 当社は、上記アを行うに当たり、当該アナリスト自身の判断によって報告等が行われない場合、コンプライアンス担当者等による法人関係情報該当性の検討が必ずしも実施されないこととなっていた。
b 当社は、上記イを行うに当たり、法人関係情報該当性の検討が実施されないこととなっていた。

その結果、当社アナリストが上場会社に係る非公表の情報を取得した多数の事例(下記(2)の事例を含む)において、法人関係情報該当性の検討が行われないまま、当該情報の内容が顧客に提供されていた。

(2) 法人関係情報を提供した勧誘

平成26年12月頃、当社株式調査部のAアナリストは、上場会社である甲社に対する取材において、公表前の四半期の業績に関する法人関係情報(以下「本件法人関係情報」という。)を取得した当日に、営業を担当する当社職員21名及び1顧客に対し、電子メール等によって本件法人関係情報を伝達していた。

そして、本件法人関係情報の伝達を受けた当社職員のうち2営業員が同日中に、少なくとも上記1顧客を含む3顧客に対し、本件法人関係情報を甲社から公表される前に提供して甲社株式の売買の勧誘を行っていた。

※平成27年12月8日公表

『ドイツ証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について』より抜粋

【留意点】

○ 金融商品取引業者は、法人関係情報を入手し得る立場であることから、その厳格な管理とインサイダー取引等の不正な取引の防止が求められている。

※ 法人関係情報とは、上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの並びに公開買付けの実施又は中止の決定に係る公表されていない情報をいう。

○ 本件について、当社は、左記(1)のとおり、上場会社に対する取材によりアナリストが取得した非公表の情報について、法人関係情報の管理を、実質的にアナリスト自身の判断のみに委ねていたことから、法人関係情報該当性の検討が行われないまま、当該非公表の情報を対外的に提供しており、その結果として、左記(2)のとおり、一部の顧客に対して選択的に法人関係情報が伝達されていた状況は、投資者間の公平性や市場の公正性を歪めるものであり、第一種金融商品取引業者の業務運営の状況として、極めて不適切なものである。

○ また、左記の事実関係等の根本原因としては、当社のガバナンス及びコンプライアンス態勢の弱さが認められ、当社のグローバルな課題として対応が求められる。

○ 今後も、本件と同様の状況が認められた場合には、厳正に対処していく。

1. 第一種金融商品取引業者(証券会社)

○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して虚偽のことを告げる行為等

【事実関係等】

- (1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して虚偽のことを告げる行為

当社は、診療報酬債権等を裏付資産とする社債について、販売を行っているところ、当社の代表取締役は、当該社債の発行会社の財務状況について、診療報酬債権等の残高が社債発行残高に比して著しく僅少であることや、社債発行で調達した資金が、発行会社の運営会社等の資金等に流用され、毀損されていったこと等の事実を認識したにもかかわらず、これを意図的に秘匿・隠蔽したまま、当社営業員等をして、上記事実を反し、診療報酬債権等が裏付資産であり、安全性の高い商品である旨を記載した勧誘資料等を使用し、顧客に対し、販売を継続した。

- (2) 関連販売証券会社に虚偽の決算報告書等を送付する行為

当社の代表取締役は、当社が販売支援等を行う証券会社に対して、発行会社の財務状況の実態を意図的に秘匿・隠蔽したまま、虚偽の診療報酬債権等の残高等を記載した決算報告書等を送付し続けるとともに、勧誘資料等のひな型を送付し、これに基づき、診療報酬債権等を裏付資産とする社債の販売を継続させた。

※平成28年1月29日公表

『アーツ証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について』を参照

【留意点】

- 金融商品取引業者は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げることが禁止されている(金融商品取引法第38条第1号)。
- 当社の左記(1)の行為は、当該社債の発行会社の財務状況の実態を当社が認識していたにもかかわらず、これを意図的に秘匿・隠蔽したまま、顧客に対し、虚偽のことを告げて販売を継続しているものであり、投資者保護上、極めて悪質な行為である。
- また、左記(2)のとおり、当社が販売支援等を行う証券会社に対しても、発行会社の財務状況の実態を秘匿・隠蔽し、虚偽の決算報告書等を送付し、販売を継続させたことは極めて悪質な行為であることから、行政処分の発動要件となる「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき(金融商品取引法第52条第1項第9号)」に該当する。

1. 第一種金融商品取引業者(証券会社)

○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為等

【事実関係等】

- (1) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為

当社他5社は、診療報酬債権等を裏付資産とする社債について、販売支援等を受けていたA証券(株)等をただ信託し、販売証券会社として自ら適切に商品内容等の審査及びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態を把握することができなかったことから、当該社債について、顧客に対し、発行会社の財務状況について、診療報酬債権等の残高が社債発行残高に比して著しく僅少であることや、社債発行で調達した資金が、発行会社の運営会社等の資金等に流用され、毀損されていったこと等の事実を反し、診療報酬債権等が裏付資産であり、安全性の高い商品である旨を記載した勧誘資料等を使用し、顧客に対し、販売を行った。

- (2) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

当社他2社は、診療報酬債権等を裏付資産とする社債について、発行会社の財務書類については公認会計士による監査が行われていないにもかかわらず、勧誘資料等には、公認会計士による監査が行われているかのような誤解を与える表示をし、顧客に対し、販売を行った。

※平成28年2月19日公表

『上光証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について』
『共和証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について』
『田原証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について』
『竹松証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について』
『六和証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について』
『おきなわ証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について』を参照

【留意点】

- 金融商品取引業者は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為が禁止されている(金融商品取引法第38条第8号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号)。
- 金融商品取引業者においては、実際に販売する金融商品について、勧誘資料等において虚偽の表示又は誤解を生ぜしめるべき表示を行わないよう当該商品の審査及びモニタリング等によって確認しなければならない。
- 各社は、販売会社として自ら適切に商品内容等の審査及びモニタリングを行うことを怠り、発行会社の運営状況等の実態について把握することができなかったことから、左記のような勧誘資料等に虚偽の表示又は誤解を生ぜしめるべき表示をする行為が認められた。
- 左記の事実関係等の根本原因としては、A証券(株)等をただ信託したことによって、必要な商品審査・モニタリング等の態勢の構築を怠ったことによるものと認められる。
- 今後も、本件と同様の状況が認められた場合には、厳正に対処していく。

1. 第一種金融商品取引業者(証券会社)

○適格機関投資家等特例業務の届出者の運用するファンドへの出資に係る問題

【事実関係等】

○ 適格機関投資家出資と評価し得ない出資等

当社は、適格機関投資家等特例業務の届出者(以下「届出業者」という。)7者との間で、ファンドの運営・管理に係るモニタリング等を当社が行うこととする契約(以下「本件契約」という。)を締結した上で、適格機関投資家として出資(以下「適格機関投資家出資」という。)を行ったとしている。

しかしながら、当社は、本件契約に定めるモニタリング等をほとんど行っていない上に、本件契約では、当該届出業者から当社が報酬を受領することを条件として、当該届出業者の運用するファンドに当社が出資を行う旨が定められており、8本のファンドについて、その運用者である届出業者6者から当社の出資額以上の金額を報酬として受領していた。

したがって、当社が行った当該8本のファンドに対する出資は、実質的には、当社が負担することなく、当該届出業者の負担により行われた実態のないものと認められ、適格機関投資家出資とは到底評価し得ないものである。

また、当社が適格機関投資家出資を行ったファンドの届出業者において、違法又は不当な行為による投資者被害等の問題が多数認められている。当社は、適格機関投資家出資の実施について、届出業者から報酬や外国為替証拠金取引の発注を得られるか否か等で判断しており、出資に当たり、ファンドの運用態勢や運用方針等の評価をほとんど行っていないほか、出資後においても、ファンドの運用や管理の状況、今後の運用方針等についてモニタリングをほとんど行っていない状況が認められた。

※平成28年3月18日公表

『プレミア証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について』より抜粋、類似事案として『東岳証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について』も参照

【留意点】

○ 適格機関投資家等特例業務については、適格機関投資家が出資を行って、自己のためにファンドに関与することで、ファンドの適正性がある程度確保されることも期待されたものと考えられている。

○ 当社による適格機関投資家出資と評価し得ない出資は、届出業者の適格機関投資家等特例業務について適格機関投資家出資を要件とする金融商品取引法の趣旨をないがしろにするものであり、届出業者に適格機関投資家等特例業務の要件を充足しないまま違法にファンド持分の取得勧誘や出資金の運用を行わせることとなり得るものと認められる。

○ また、左記の業務運営の状況は、多数の届出業者の違法又は不当な行為等を助長し、投資者被害をもたらす事態等を招くなど、著しく不適切であり、投資者保護上重大な問題があるものと認められるため、金融商品取引法第51条に規定する「業務の運営に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ相当と認めるとき」に該当するものと認められる。

○ 左記の事実関係等の根本原因としては、当社は金融商品取引業者として、経営管理及び内部管理上、法令等遵守及び投資者保護に十全を期すべきところ、株式営業から他の取引に事業を拡大していったのに比して、これらを怠ったことによるものと認められる。

○ 今後も、本件と同様の状況が認められた場合には、厳正に対処していく。

2. 投資助言・代理業者

○金融商品取引契約につき顧客に対し特別の利益を提供する行為

【事実関係等】

- 金融商品取引契約につき顧客に対し特別の利益を提供する行為

当社は、適格機関投資家等特例業務として運営を行っていたファンドを清算し、同業務を廃止した後、ファンドに投資していた顧客のうち5名に対して、当社との取引を継続してもらうことを意図し、平成23年10月頃、投資顧問料の支払いについて一定の期間、免除することを提案した。

当社は、上記提案に応じた顧客4名との間で投資顧問契約を締結し、3年以上もの間にわたって、当該顧客4名の投資顧問料の支払いを免除することにより合計約147万円に相当する利益を提供した。

※平成27年8月4日公表

『フューチャーストック株式会社に対する検査結果に基づく勧告について』より抜粋

【留意点】

- 金融商品取引業者等においては、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させる行為として、「金融商品取引契約につき、(略)顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為」が禁止されている。

- 投資顧問料について、顧客ごとに異なる額を定めるとしても、一定の料率表に基づく等の合理的な理由があるような場合には必ずしも問題があるものではないと考えられる。

しかしながら、当社における左記の行為は、ファンドに投資していた5名と今後も取引を継続してもらうことを意図して、合理的な理由なく投資顧問料の支払いの免除を提案し、その結果、4名と投資顧問契約を締結したものである。

当社は、同様の取引条件にある他の顧客に対しては、こうした支払いの免除を提案することなく、当該4名のみに対して3年以上もの間にわたって投資顧問料の支払いの免除を行っていたことから、「特別の利益」の提供に該当するものと判断した。

- 今後も、本件と同様の状況が認められた場合には、厳正に対処していく。

2. 投資助言・代理業者

○無登録で投資運用業(投資一任業)を行っている状況

【事実関係等】

○ 無登録で投資運用業(投資一任業)を行っている状況

当社は、日経225先物取引の自動売買システムを利用したサービスに関する契約を顧客と締結している。

当該サービスにおいて、当社は、顧客のために、当社が管理する自動売買システムにより、顧客が取引に使用する口座(以下「顧客口座」という。)のある証券会社に対し直接、日経225先物取引に係る売買の発注を行っていることから、顧客から投資判断を一任されている状況(①)となっている。

また、当社は、顧客から当社に対し、証券会社の顧客口座のID及びパスワードを通知させており、当社は当該ID及びパスワードを用いて、顧客のために、当社が管理する自動売買システムにより日経225先物取引に係る売買の発注を行っていることから、顧客のために当社から直接証券会社に発注するのに必要な権限を委任されている状況(②)となっている。

そして、当社は、当社が管理する自動売買システムにより、顧客口座のある証券会社に対して日経225先物取引に係る売買の発注を行い、顧客の金銭の運用を行っている。

※平成27年10月6日公表

『株式会社インベストメントカレッジに対する検査結果に基づく勧告について』より抜粋

【留意点】

○ 当社の左記①及び②の状況は、投資家が投資判断を行っている認められる状況がなく、当社が顧客から、当社の投資判断に基づき顧客のために投資を行うのに必要な権限を委任されているものと認められることから、投資助言業ではなく、投資運用業(投資一任業)に該当するものであり、無登録で行うことは極めて重大な法令違反行為であると認められる。

※ 投資一任業とは、当事者の一方が、相手方から金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該相手方のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約を締結し、当該契約に基づき、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用を行うことをいう。

○ 今後も、本件と同様の状況が認められた場合には、厳正に対処していく。